

化学物質管理者講習に準ずる講習

依頼型講習

■化学物質管理者講習に準ずる講習とは

文言労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和5年4月1日から順次施行)により、リスクアセスメントの対象物である化学物質を製造、取扱い、譲渡提供するすべての事業場(業種・規模要件なし)において「化学物質管理者」の選任が義務付けられました。

事業場においては、事業者が化学物質の危険有害性を把握し、適切に取扱うことが求められますが、その際におけるラベル・SDS等の作成やリスクアセスメントの実施、ばく露防止措置の実施など、化学物質の管理に係る技術的事項の管理を適切に行うことが求められています。

参考通達



引用元：厚労省通達

■講習時間

学科：6時間

■この講習におすすめの業種

土木工事/建築工事/大工工事/左官工事/とび/石工事業/屋根工事/
電気工事/鉄筋工事/塗装工事/防水工事/内装仕上工事/解体工事

■受講人数について

最大47名

■開催様式

- ◆オンライン開催 可能
- ◆集合開催 可能

■お問合せ先

■費用について

お問合せ後、お見積させていただきます。



株式会社LiveAir
営業企画部 宛
support@live-air.jp